

# 宮崎労働局第 13 次労働災害防止推進計画の概要



(平成30年度～34年度)



## 計画が目指す社会

はじめに

### 県内産業労働の場における「死亡労働災害ゼロ」の実現

宮崎県内で働く一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々が、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要です。

とりわけ、2011（平成 23）年以降死亡災害が増加傾向にある宮崎県内においては、産業労働の場において「死亡労働災害ゼロ」の実現を目指します。

## 計画の全体目標

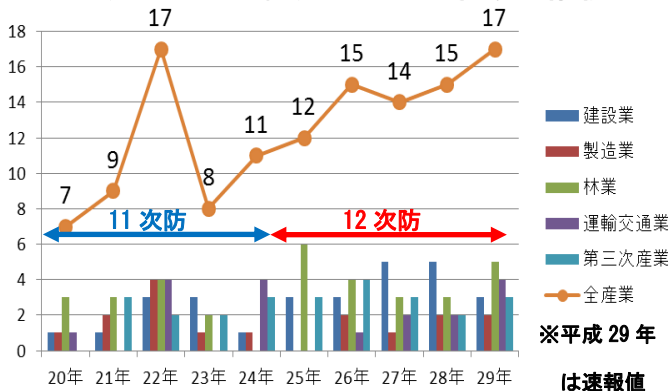
- 死亡者数を平成 29 年（2017 年）17 人と比較して、

平成 34 年（2022 年）までに**30%（6人）以上減少**

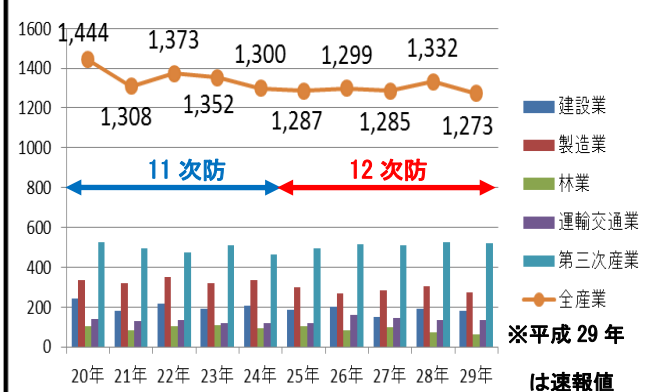
- 死傷者数（休業4日以上）を平成 29 年（2017 年）と比較して、

平成 34 年（2022 年）までに**5%以上減少**

全産業及び主要産業の死亡者数の推移



主要産業別死傷者数(休業4日以上)の推移



(年)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
建設業	1	1	3	3	1	3	3	5	5	3
製造業	1	2	4	1	1	0	2	1	2	2
林業	3	3	4	2	0	6	4	3	3	5
運輸交通業	1	0	4	0	4	0	1	2	2	4
第三次産業	0	3	2	2	3	3	4	3	2	3
全産業	7	9	17	8	11	12	15	14	15	17

(年)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
建設業	243	180	215	190	205	188	204	148	189	183
製造業	334	319	353	320	333	299	268	286	303	271
林業	106	84	106	111	93	105	84	99	71	65
運輸交通業	141	128	136	120	118	118	159	145	137	133
第三次産業	527	494	476	510	464	497	514	509	524	522
全産業	1,444	1,308	1,373	1,352	1,300	1,287	1,299	1,285	1,332	1,273

## ●重点とする業種の目標 ●重点業種ごとの具体的取組

### 建設業対策

【目標】死亡者数を平成 29 年(2017 年)3人と比較して、平成 34 年(2022 年)までに1人以上減少させる。

- 墜落・転落災害防止対策の充実強化(墜落防止用保護具の適切な使用)
- 脚立等作業における移動式足場等代替設備の導入推進及び墜落時保護用の保護帽着用徹底
- 県内発注者・関係団体等と連携した労働災害防止強調運動等の展開

### 林業対策

【目標】死亡者数を平成 29 年(2017 年)5人と比較して、平成 34 年(2022 年)までに2人以上減少させる。

- 伐木作業時の「激突され」等災害防止対策の充実強化
- 災害多発傾向にある林業店社の年間指定による安全衛生指導
- 県内林業関係団体等と連携した労働災害防止強調運動等の展開

### 製造業対策

【目標】死亡者数を平成 29 年(2017 年)2人と比較して、平成 34 年(2022 年)までに1人以上減少させる。

- 機械等による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策の充実強化
- 機械設備に対し、過去に実施したリスクアセスメントの見直し
- 高経年施設・設備に対する点検・整備等の基準周知

### 陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数を平成 29 年(2017 年)と比較して、平成 34 年(2022 年)までに5%以上減少させる。

- 荷役作業時の保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底
- 荷主事業者に対する荷役施設・設備の改善等の支援要請
- 交通労働災害防止対策の指導徹底

### 第三次産業(小売業)対策

【目標】死傷者数を平成 29 年(2017 年)と比較して、平成 34 年(2022 年)までに5%以上減少させる。

- 多店舗展開企業の本社・本部における安全衛生管理の取組促進
- 「危険の見える化」等推進による転倒災害防止の効果的な展開
- 非正規労働者等に対する雇入れ時教育の徹底

### 第三次産業(社会福祉施設)対策

【目標】平成 34 年(2022 年)の死傷者数を、平成 29 年(2017 年)の死傷者数より減少させる。

- 複数の社会福祉施設を展開する法人の本社・本部における安全衛生管理の取組促進
- 「危険の見える化」等推進による転倒災害防止の効果的な展開
- 未熟練な高齢労働者等に対する雇入れ時教育の徹底
- 介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器導入促進

## ●健康確保対策目標

## ●重点項目ごとの具体的取組

### メンタルヘルス対策①

【目標】平成 34 年(2022 年)までに、メンタルヘルス対策重点4項目(事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、管理監督者への教育研修、労働者への教育研修、心の健康づくり計画の策定)に取り組んでいる事業場(規模 30 人以上 50 人未満)の割合を80%以上とする。

- メンタルヘルス対策重点4項目(事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、管理監督者への教育研修、労働者への教育研修、心の健康づくり計画の策定)取組指導による県内事業場全体のメンタルヘルス対策取組の底上げ
- 労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境の整備推進
- 宮崎産業保健総合支援センターとの連携による産業保健活動の推進及び強化

### メンタルヘルス対策②

【目標】平成 34 年(2022 年)までに、ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場(規模 50 人以上)の割合を60%以上とする。

- 集団分析結果を活用した職場環境改善の取組の促進
- 小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及促進
- 高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた労働者を適切に医師の面接指導に繋げる取組を推進

### 化学物質対策

【目標】2022 年までに、化学物質リスクアセスメントを実施している事業場(規模 10 人以上の製造業)の割合を80%以上(55.23%:2017 年 12 月末)とする。

- 化学物質リスクアセスメント実施促進及び実施義務対象物質の周知
- 化学物質のラベル表示やSDSによる危険有害情報の的確な周知
- 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実
- リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善